

那賀町山のおもちゃ美術館指定管理者募集要項

令和5年度より那賀町山のおもちゃ美術館について、適正な管理運営と木育の推進による町産材の利用促進を図るため次のとおり指定管理者を募集する。

1. 施設の概要

施設の名称: 那賀町山のおもちゃ美術館

施設の所在地: 那賀郡那賀町横石字大板 35

延床面積: 617.57 m² 木造 2 階建て

主要施設: 事務室、1 階各種ひろば、2 階各種ひろば、那賀町赤ちゃんラウンジ(無料区画)、おもちゃ学芸員休憩室等

2. 業務の範囲

指定管理者が行う業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること
- (2) 施設の利用に関すること
- (3) 利用者の安全確保に関すること
- (4) 個人情報の保護に関すること
- (5) 事業報告書に関すること
- (6) その他管理運営に関すること

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※上記期間を基本するが、審査委員会の判断により、1 年から 3 年までの年度単位で期間を指定することがある。

※指定期間を含め、那賀町議会での議決を要する。

※管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて、指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

4. 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

- (1) 総括責任者を専任配置すること。
- (2) 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- (3) 各種業務の責任体制を確立すること。
- (4) 職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
- (5) 町が認定するおもちゃ学芸員を、那賀町始めとした県南地域の文化や木の魅力を伝え、来館者と交流するためのボランティアスタッフとして配置すること。
- (6) 職員及びおもちゃ学芸員に対し研修を実施し、木育に必要な知識の習得を通じ、おもちゃ美術館の魅力向上に努めること。

5. 指定管理者が行う管理の基準(管理条件)

(1) 利用時間及び開館日について

那賀町山のおもちゃ美術館条例及び管理規則の規定に従うこと。但し、事業計画書において利用期間及び利用時間の変更を提案し、承認された場合、変更することができる。

(2) 関係法令の遵守について

管理運営にあたっては次に掲げる法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法ほか労働関係法規
- ③ 那賀町公の施設における指定管理者の手続等に関する条例及び同施行規則
- ④ 那賀町木育拠点施設「那賀町山のおもちゃ美術館」設置及び管理に関する条例
- ⑤ 那賀町木育拠点施設「那賀町山のおもちゃ美術館」管理規則
- ⑥ 那賀町個人情報保護条例及び同施行規則
- ⑦ その他関係法令

(3) 施設の使用料等について

施設の使用料については町の定めた額とするが、事前に協議し、運営上やむを得ない場合は変更できるものとする。

(4) 費用負担について

① 町が負担する費用

大規模な施設の補修及び改修に要する費用(天災や老朽化等、指定管理者及び施設利用者の責めに負わない修繕の経費は町が負担するものとする。)及びその他協定書等で定める費用とする。

② 受託者が負担する費用

小規模な維持修繕に要する費用(修繕額が1件につき、200千円に満たない場合)及び管理運営に要するすべての費用(人件費、光熱水費、消耗品など)

(5) 事業報告について

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出するものとする。

- ① 管理業務の実施及び利用の状況
- ② 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ③ 管理にかかる経費の収支状況
- ④ その他管理の実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項

(6) 指定管理業務の再委託及び譲渡等の禁止について

指定管理者は、第三者に当業務を再委託し、又は請け負わせてはならない。また、この契約による権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(7) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び町の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(8) 個人情報の取り扱いについて

指定管理者が管理業務を行うに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有する個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるように努めること。

(9) 損害賠償責任について

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷または滅失したときは、生じた損害を町に賠償しなければならない。但し、町長が特段の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

6. 各種保険

(1) 火災保険

町が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

被保険者を町及び指定管理者とする賠償責任保険に加入し、当該保険料は指定管理者が負担する。補償額については、次の限度額以上の保険に加入すること。

1名あたり限度額2億円

1事故あたり限度額 20 億円

7. 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料について(令和5年の那賀町議会3月定例会議での議決事項となる。)

那賀町山のおもちゃ美術館の管理に要する経費として、指定管理料を支払うことができる。指定期間中、指定管理料の金額は、9,000千円(消費税を含む)を上限とし年度ごとに前年度の実績や運営状況等を参考に町と指定管理者が協議のうえ、定めるものとする。

指定管理料の支払いは、毎年度2回の分割払いとし、支払日等については町と指定管理者が協議して定めることとする。

(2) おもちゃ学芸員への支払い

おもちゃ学芸員については、一人一日当たり1,000円程度の謝金を支払うこととする。

平日は2人程度、土日祝日等の繁忙期は5人程度のおもちゃ学芸員が従事する予定とする。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規定を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

(4) 利益の配分について

各事業年度の収支において、総収入額から総支出額を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が指定管理料の20%を上回っている場合において、その20%を上回った部分に100分の50を乗じることにより算定した金額を本町に納付して頂く。なお、これを上回る利益配分の提案をすることも可能とする。

利益の算定に置いて、各事業年度における自主事業の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業を含まないものとする。

8. 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設の運営業務

① 共通事項

- (ア)業務の適正な履行のため、必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。
- (イ)職員の勤務形態は、おもちゃ美術館の運営に支障がないよう定めること。
- (ウ)職員に対して、施設の管理運営に必要な研修並びに必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。また、開館に先んじて、那賀町が指定する職員研修を実施すること。

② 利用促進事業(おもちゃ学芸員養成講座及びワークショップ開催等の木育の推進のほか、指定管理者が自ら行う業務(自主事業)を含む。)

- (ア)おもちゃ美術館の利用促進を図るため、普及啓発活動を行うこと。
- (イ)ホームページの運営及びSNS等を通じたPRを実施すること。
- (ウ)自主事業はおもちゃ美術館の設置目的に合致したものであること。
自主事業とは、指定管理者が施設の利用促進を目的として企業からの協賛や参加者からの料金収入等により自主的に行うイベント事業をいう。
自主事業を行う場合は、自ら必要な許可等を取得し、事前に町の承認を得ること。
- (エ)スマート回廊に属する事業者と連携して、利用促進に取り組むこと。

(オ)おもちゃ学芸員の養成

- 町が認定する「おもちゃ学芸員」の養成講座を令和5年度から年2回以上開催すること。
- また、技術向上のための研修を行うなど、おもちゃ学芸員の活動を総合的に支援し、持続的に活用できる体制をとること。

(カ)木育関係団体等との連携

- 木育関係団体等との交流及び連携の促進に取り組むこと。

③ 受付案内業務(接客対応、電話対応、団体対応、展示物等の案内、苦情対応等)

- 利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。

④ 東京おもちゃ美術館との連携

- 姉妹館協定(予定)に基づき、東京おもちゃ美術館と連携して、職員やおもちゃ学芸員への研修や企画展示などを実施すること。

(2) 施設の維持管理業務

① 清掃業務

- (ア)衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。
- (イ)日常清掃、定期清掃等の清掃内容による実施計画を作成、履行すること。ただし、屋外清掃については、相生森林美術館と共同して実施すること。

② 施設警備業務

- 施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ること。

③ 設備運転管理等業務

- 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、電気設備、機械設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画の

もとに運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施すること。ただし、浄化槽については、相生森林美術館が実施するため、清掃及び点検業務に協力し、その費用を折半すること。また、正門の施設は、相生森林美術館と共同して実施すること。

④ 遊具及びおもちゃ等常駐メンテナンス業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、遊具及びおもちゃ等について、適切な日常点検、定期点検、清掃、消毒及び修繕等を実施すること。また、異常を発見した場合は利用中止等の対応を実施すること。

⑤ メーカー等発注業務

業者の選定については、競争原理を追求したものとなるよう、可能な限り相見積りを行うこと。

⑥ 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等を実施すること。

9. 応募資格

(1) 応募資格について

- ① 法令等を遵守し、かつ施設の安全管理をすることができる法人、その他の団体。(個人での応募はできません。法人格の有無は問わない。)
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者
- ④ 那賀町が行う公共工事等の請負、物品の購入もしくは製造の請負等の入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者
- ⑤ 那賀町税、各種使用料等の支払いについて滞納がないこと
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成13年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- ⑦ 地元住民の雇用創出に努めること。

10. 申請の手続きについて

(1) 募集要項

指定申請書などの必要な書類は那賀町林業振興課まで問い合わせすること。

指定申請書等は、那賀町ホームページからもダウンロードできる。

(2) 申請期間

令和4年8月10日(水)執務時間内までとする。

(3) 申請場所

那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23番地 那賀町林業振興課

(4) 申請方法

持参または郵送(申込期間内必着)

(5) 申請書類【正本1部、副本(写し)1部】

- ① 指定申請書(様式第 1 号)
 - ② 事業計画書(様式第 2 号)
 - ③ 収支計画書(様式第 3 号)
 - ④ 指定の申請を行う団体の定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
 - ⑤ 法人の登記簿謄本(全部事項証明書)、法人以外の団体にあつては会則等
 - ⑥ 団体の経営状況を説明する書類(前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、法人以外の団体にあつては収支計算書等)
 - ⑦ その他町長が必要と認める書類
- (6) 留意事項
- ① 申請書は 1 団体につき 1 件までとする。
 - ② 提出された書類に虚偽の記載があつたとき、又は提出期限まで必要な書類が揃わなかつたとき、その他不正な行為があつたときは失格とする。
 - ③ 申請に当たつて必要となる費用はすべて申請者の負担とする。
 - ④ 指定管理者の指定について、9 月定例会議で議決が得られなかつた場合においても、応募者が準備のため支出した費用については補償しない。

11. 指定管理者の決定について

指定管理者の選定については、以下の基準に基づいて審査を行います。審査委員会で指定管理候補者を選定した後、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

(1) 選定基準

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ その他町長等が別に定める事項

(2) 那賀町指定管理者審査委員会(審査委員会)

指定管理者の選定は、審査委員会において行う。

(3) 選定方法及び結果通知

指定管理者の選定方法は下記の要領で行う。

・一次審査(8 月中旬予定)

提出された書類を那賀町林業振興課で確認。

・二次審査(8 月 26 日頃を想定)

審査委員会により、提出された書類及びプレゼンテーション(20 分程度)と質疑応答を実施し、各審査委員が採点を行い、合計点の最上位者を候補者として選定。

(結果は後日通知)

・指定管理者の決定、通知及び公表

指定管理者は、9 月定例会議での議決を得て最終決定とする。最終結果は、議決後、通知する。

12. 協定に関する事項について

町と指定管理者は、那賀町山のおもちゃ美術館の管理に関する協定書を締結するものとする。

13. 問い合わせについて

〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 23 番地

那賀町役場 林業振興課 担当:横田 泰宏

電話 0884-62-1175

FAX 0884-62-1239

Eメール yasuhiro-yokota@naka.i-tokushima.jp